

## 鹿追町脱炭素補助金・保証料補給金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鹿追町の脱炭素補助金の交付決定を受けた者が、補助対象設備を導入する際に、指定金融機関から対象資金の融資実行を受けた場合、その返済利子と保証料について予算の範囲内で補給金を交付することにより、町民の負担の軽減を図り、もって鹿追町が目指す鹿追型ゼロカーボンシティの実現を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素補助金 鹿追町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（一般住宅対象のみ）のことをいう。
- (2) 補助対象設備 脱炭素補助金に定めている太陽光発電設備、定置用蓄電池、エネルギーマネジメントシステム、高効率給湯器、太陽熱利用設備及び既存住宅断熱改修のことをいう。
- (3) 指定金融機関 帯広信用金庫鹿追支店及び鹿追町農業協同組合のことをいう。
- (4) 対象資金 帯広信用金庫鹿追支店「住居ローン（15年以内償還）」及び鹿追町農業協同組合「リフォームローン（15年以内償還）」のことをいう。
- (5) 融資実行 融資金額が口座に入金されることをいう。

### (対象者)

第3条 利子・保証料補給の対象となる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 脱炭素補助金の額の確定通知を受領した者（事業者は除く）。
- (2) 補助対象設備を導入するために指定金融機関から対象資金の融資実行を受けた者。

### (補給期間)

第4条 補給は年度毎に1回、対象者が返済した利子・保証料に対して行うものとし、最大10年間（返済回数120回分）を補給する。

### (補給額)

第5条 予算の範囲内で、年金利2・2パーセント以内の利子及び保証料を全額補給する。ただし、団体信用生命保険料、期限前一括返済・一部繰上返済等に係わる手数料及び遅延損害金は補給しない。  
尚、補給額は、補助対象設備を導入するための総工費から脱炭素補助金を差し引いた額以内とする。

### (交付申請期間)

第6条 補給金の交付申請期間は、毎年度2月末日までとする。ただし融資実行年（当初年）

は指定金融機関の融資実行日から起算して30日以内とする。尚、交付申請期間の末日が役場閉庁日の場合は、翌開庁日とする。

(交付申請)

第7条 補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鹿追町脱炭素補助金利子・保証料補給金交付申請書(別記第1号様式)及び融資実行を証明する契約証書・返済予定表(毎月の返済額やその元金と利子の内訳、借入金残高などが記載されている書類)を提出しなければならない。ただし、融資実行年(当初年)は、併せて脱炭素補助金の額の確定通知書及び町・指定金融機関情報共有同意書(別記第2号様式)を提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による補給金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補給金交付の可否について鹿追町脱炭素補助金利子・保証料補給金交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に対して通知するものとする。

(変更承認申請)

第9条 申請者は、期限前一括返済等により返済予定額を変更する場合は、当該年度の1月までに鹿追町脱炭素補助金利子・保証料補給金変更交付承認申請書(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(変更承認決定)

第10条 町長は、前条の規定による補給金の変更交付申請があったときは、その内容を審査し、補給金交付の変更について鹿追町脱炭素補助金利子・保証料補給金変更承認決定通知書(別記第5号様式)により、申請者に対して通知するものとする。

(補給金交付の取消し)

第11条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補給金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 脱炭素補助金で交付された補助金を鹿追町に返還したとき。
- 二 利子・保証料の支払いを複数回遅延し、支払い能力が認められないと判断したとき。

2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、鹿追町脱炭素補助金利子・保証料補給金交付決定取り消し通知書(別記第6号様式)により交付決定者に通知する。

(補給金の返還)

第12条 町長は、前条第1項の規定により補給金の交付を取り消した場合において、既に補給金を交付しているときは、期限を定めて当該補給金を返還させなければならない。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補給金を町

長に返還しなければならない。

(補給金の交付を受けた者の責務)

第 13 条 補給金の交付を受けた者は、鹿追型ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギー活動に努め、二酸化炭素排出削減に寄与する生活を実践しなければならない。

(協力の要請)

第 14 条 町長は、補給金の交付を受けた者に対し、鹿追型ゼロカーボンシティ実現に関する調査への協力を求めることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。